求職者等に対するハラスメント防止について

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

ひょうご農林機構で実施する採用活動等では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、求職者等が安心して求職活動等を行えるよう、セクシュアルハラスメントの防止に取り組んでいます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは「事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等による求職活動などが阻害されるもの」です。

〇性的な言動とは

・性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等）

・性的な行動（性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等）

採用活動等に関するルール

1 面接・面談等は原則として業務時間内及び本社や事務所等で行うとともに、複数名で対応し透明性を確保します。ただし、求職者等の状況や業務上の必要性がある場合はこの限りではありません。

2 ひょうご農林機構が実施する採用活動等において使用する連絡ツールは、原則、採用案内時に通知する電話番号とメールアドレスとします。

相談窓口

ひょうご農林機構で実施する採用活動等において、セクシュアルハラスメントと思われる言動を受けた場合は、下記の相談窓口へご相談ください。相談内容に応じて、厳正に対応します。なお、相談者のプライバシーは保護されます。

〇相談窓口

部 署 名 ：ひょうご農林機構経営企画部

電話番号：078-361-8121

E メール：keieikikaku@forest-hyogo.jp